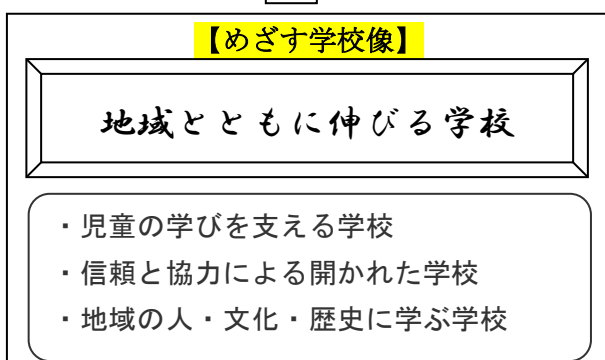
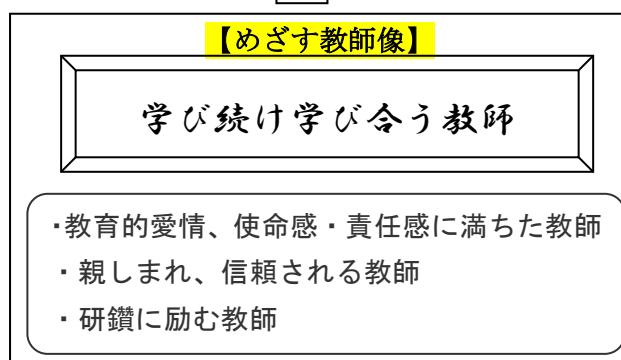
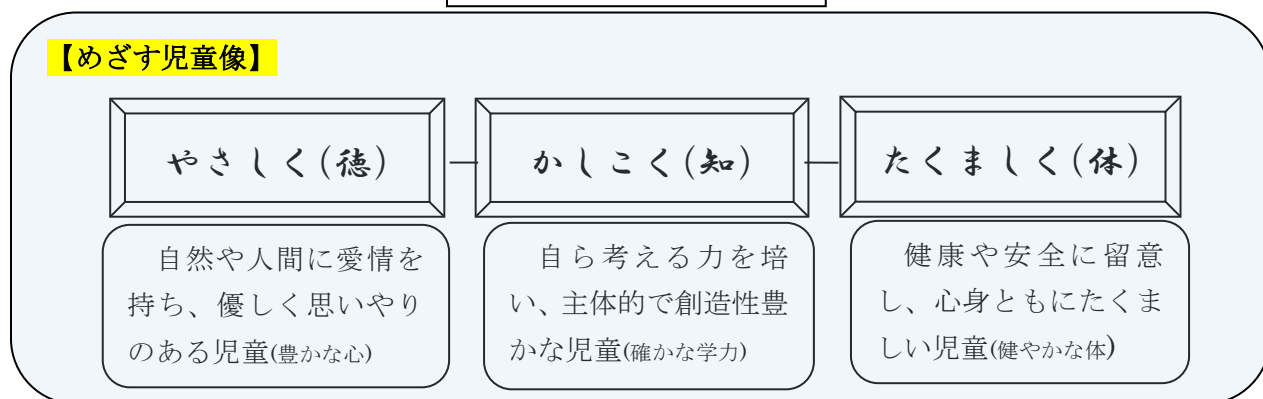
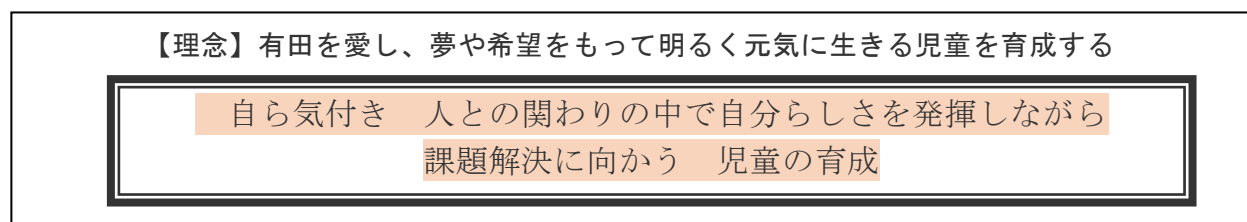


令和5年度 学校教育目標

(1) 学校教育目標



『憲法』・『教育基本法』・『学校教育法』
『県・町教育方針』

(2) 学校教育目標を実現するための具体的方針

- 他者を思いやる心を涵養し、いじめの未然防止、早期発見・早期解決、再発防止に努める。
- 学習指導と生徒指導をはじめ、全教育活動の中で豊かな心を育む。
- 自ら学び続ける児童の育成に向け、児童主体の学びを仕組む。
- 教職員として深い教育的愛情と強い使命感をもち、校内研究等を通して指導力の向上に努める。
- 有田の伝統と文化を大切にし、地域を愛する児童の育成を目指す。
- 学びの基盤となる学習規律の徹底と落ち着きのある教育環境の整備・充実に努める。
- スピード感のある報告・連絡・相談を密にし、協働性・同僚性のある教育活動を実践する。
- 家庭・地域及び幼保・小・中・高との連携を強化するとともに、情報を発信して開かれた学校を目指す。

【「自ら気付き」とは?】 自分の学び・生活をよりよくするために自ら行動しようとする態度

【「自分らしさの発揮」とは?】 自分の良さを認識し、人との関わりの中でその良さを発揮する力